

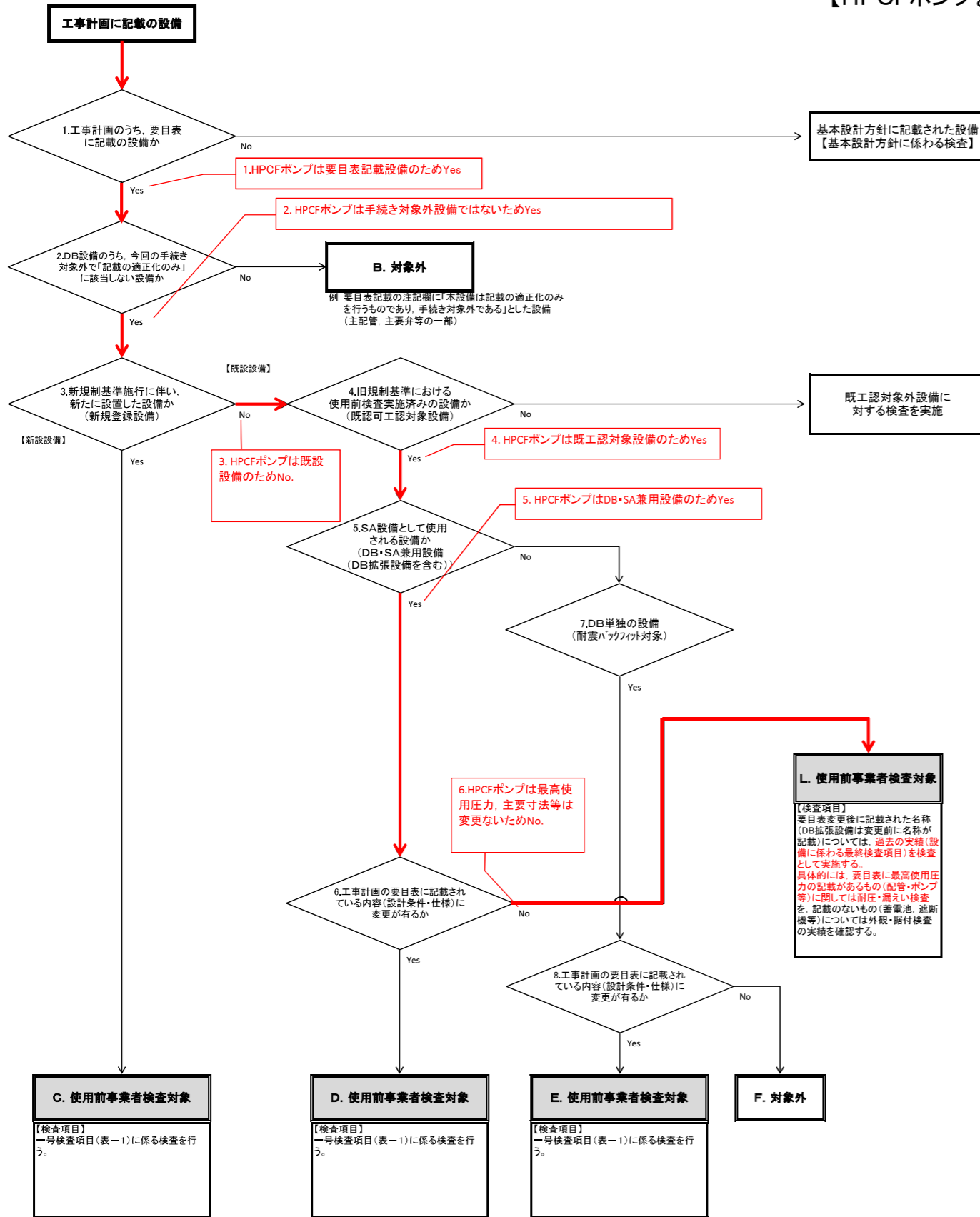
## 柏崎刈羽原子力発電所7号機

### 使用前事業者検査に関する本日の面談内容

#### 1. 検査対象選定の考え方について

以上

使用前事業者検査の抽出フロー(構造・強度)(抜粋)  
【HPCFポンプを例として以下に示す】



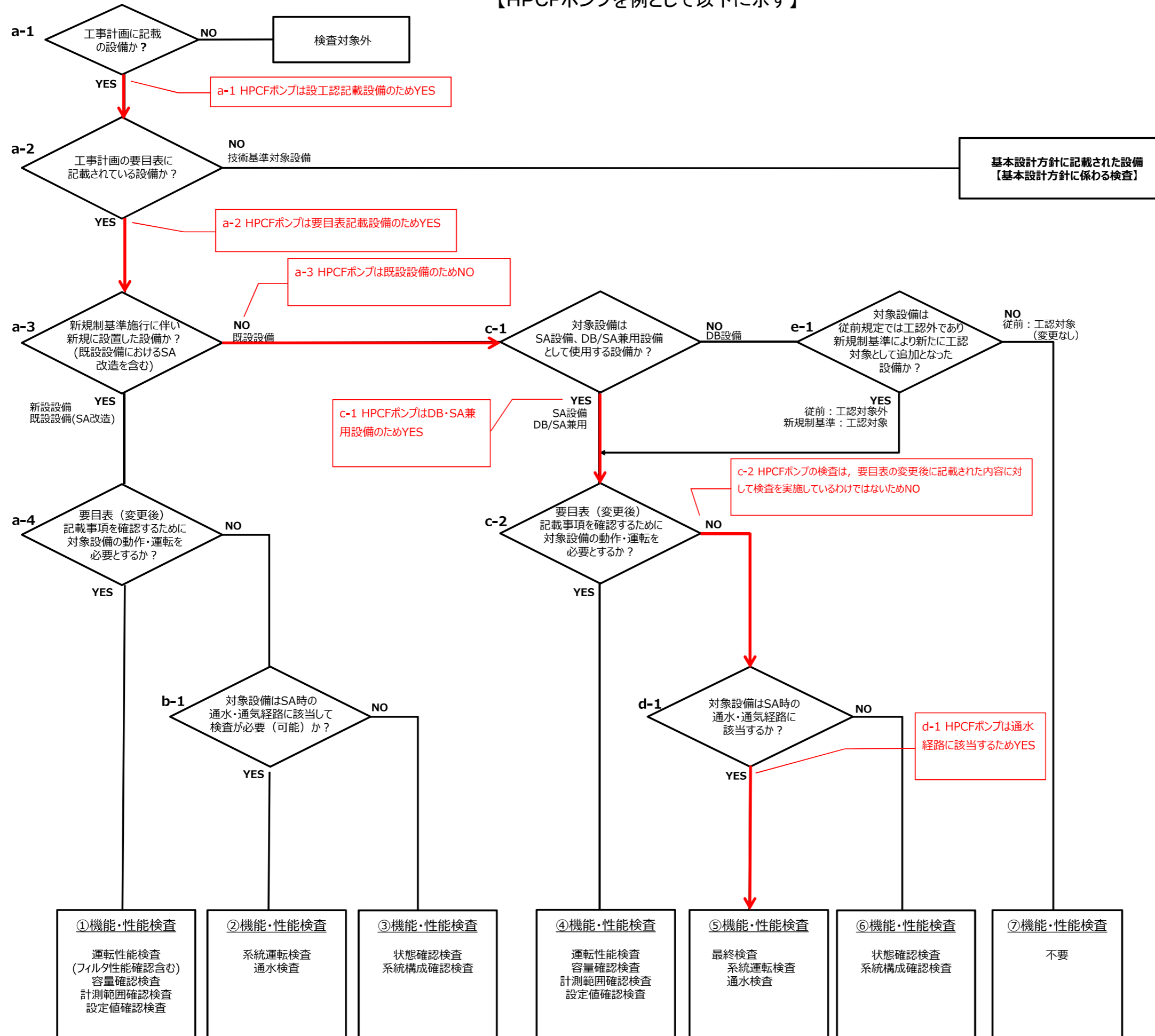
【表-1】

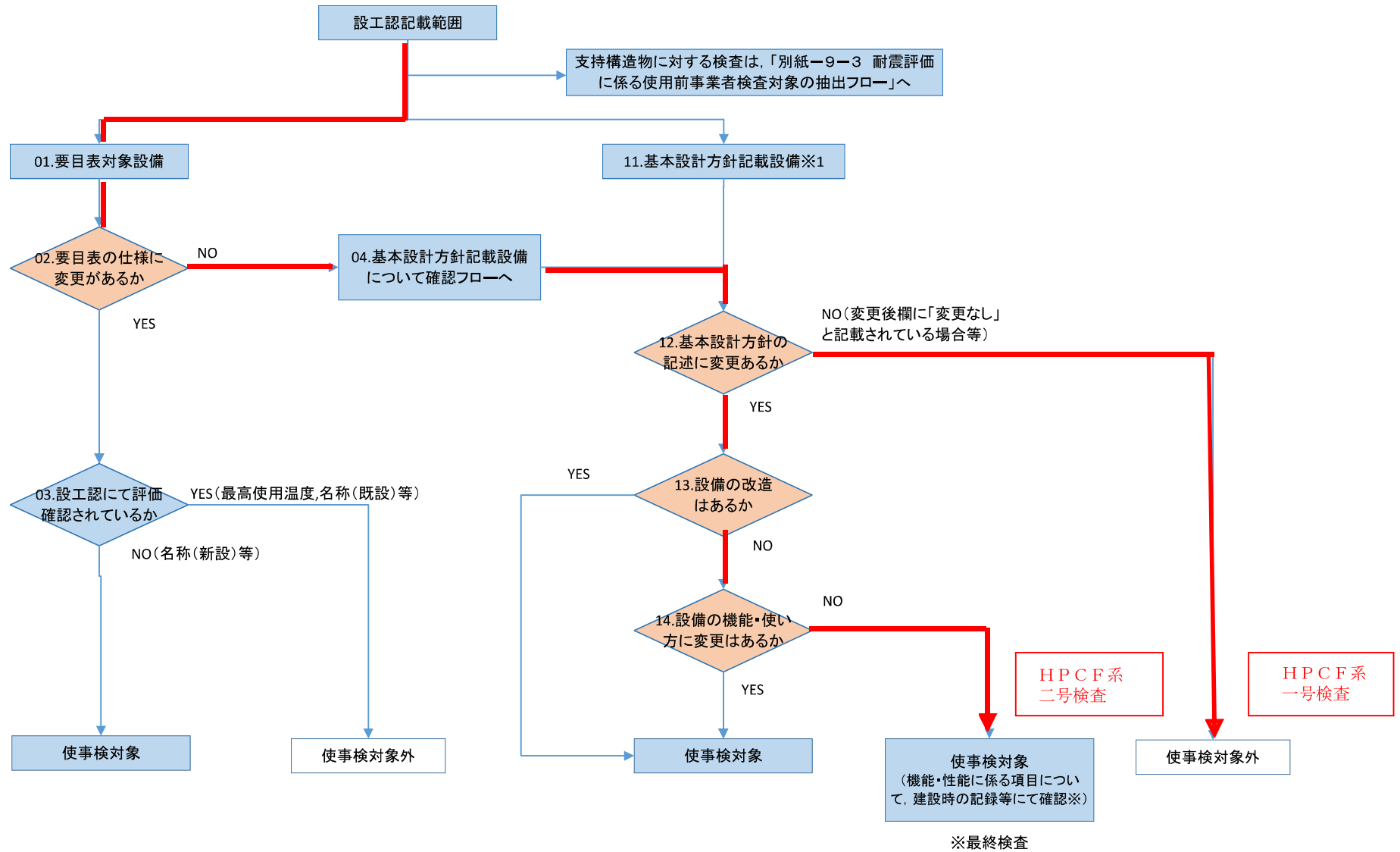
	使用前事業者検査		
	一号検査	二号検査	三号検査
方法	構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法	機能及び性能を確認するために十分な方法	その他設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法
検査項目	材料検査、寸法検査、原子炉格納施設直接設置される基盤の状態を確認、蒸気タービン等の一般事項(仕様、基礎の状態)を確認する検査、建物・構築物の構造を確認する検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、外観検査、耐圧検査、状態確認検査	特性検査、機能・性能検査、総合性能検査	基本設計方針に係る検査、品質管理の方法に係る検査

**L. 使用前事業者検査対象**

【検査項目】  
 要目表変更後に記載された名称(DB拡張設備は変更前に名称が記載)については、過去の実績(設備に係る最終検査項目)を検査として実施する。  
 具体的には、要目表に最高使用圧力の記載があるもの(配管・ポンプ等)に関しては耐圧・漏えい検査を、記載のないもの(蓄電池、遮断機等)については外観・据付検査の実績を確認する。

使用前事業者検査の抽出フロー(機能・性能) (抜粋)  
【HPCFポンプを例として以下に示す】





※1 緊急時対策対策所機能のように設工認要目表に機能の要求が文書で記載されている場合は、基本設計方針記載設備として整理する。